

# 地域社会学会会報

No.181 2013.11.11

地域社会学会事務局 Office of Japan Association of Regional and Community Studies  
〒700-8530 岡山市北区津島中 3-1-1 岡山大学大学院社会文化科学研究科 藤井和佐研究室内  
TEL&FAX 086-251-8451(直) 郵便振替 地域社会学会 00970-2-328340  
E-mail [jarcs.office@gmail.com](mailto:jarcs.office@gmail.com) URL <http://jarcs.sakura.ne.jp/>

## 目次

1. 2013 年度第 2 回研究例会
  - 1-1 原発被災地の生活再建のために、政策内容と取り組み態勢に、何が必要か  
船橋晴俊 (法政大学)
  - 1-2 原発災害避難自治体の隘路——「自治体」とは何か、「住民」とは何か  
今井 照 (福島大学)
  - 1-3 第 2 回地域社会学会研究例会印象記  
小林秀行 (東京大学大学院)
  - 1-4 第 2 回地域社会学会研究例会印象記  
丹辺宣彦 (名古屋大学)
2. 理事会からの報告
3. 研究委員会からの報告
4. 編集委員会からの報告
5. 国際交流委員会からの報告
6. 地域社会学会「世界へのメッセージ」作成特別委員会からの報告
7. 事務局からの連絡
8. 会員異動
9. 会員の研究成果情報(2013 年度・第 3 次分)
10. 理事会・委員会のお知らせ

## 2013 年度 第 3 回研究例会のご案内

日時 2013 年 12 月 14 日 (土) 14 時～17 時  
会場 同志社大学今出川キャンパス 扶桑館 1 階 F104  
※会場へのアクセスは会報最終頁をご参照ください。

### 報告

- 第 1 報告 谷下雅義 (中央大学)  
・三浦友幸 (公益社団法人シャンティ国際ボランティア会気仙沼事務所)  
「三陸リアス地域の再生と防波堤」
- 第 2 報告 表倉 哲 (岩手大学)  
「被災状況調査からみえてくる地域防災の問題点と今後の課題  
——岩手県大槌町を対象とした参与型調査から」

## 1. 2013年度第2回研究例会

2013年10月5日（土）、第2回研究例会が明治学院大学で船橋晴俊氏、今井照会員を報告者として開催されました。今回の研究例会には36名の参加がありました。両氏から、地域社会学あるいは地域社会学者に何ができるかという論点に基づいて報告がなされました。詳しくは、報告要旨および印象記をご参照ください。

### 1-1 原発被災地の生活再建のために、政策内容と取り組み態勢に、何が必要か

船橋 晴俊（法政大学）

はじめに

日本学術会議・社会学委員会に設置された「東日本大震災の被害構造と日本社会の再建の道を探る分科会」は、2013年6月に「原発災害からの回復と復興のために必要な課題と取り組み態勢についての提言」を発表した。筆者はこの分科会の一員としてこの「提言」作成に参加したが、提言の問題意識をさらに発展させる形で、原発震災の被災地再建に必要とされる政策内容と取り組み態勢について検討してみたい。

#### 1 震災の被害構造を五層の生活環境の破壊として把握する必要性

福島原発震災は、日本の歴史の中で未曾有の事態であり、これまで経験したことのない形での被害が生じている。その一つの特徴は、原発の過酷事故が発生した場合、その被害の上限が確定できないことが明確になったことである。そして、「原子力損害賠償紛争審査会」の定めた「指針」に基づいて、東京電力が実施している損害賠償のやり方では、被害のごく一部しかカバーされていないという批判・不満が噴出している。では、原発震災の生み出した被害の固有の特徴を把握するためには、どのような視点が必要であろうか。ここで注目すべきは、個人の生活システムがそれを取り巻く五層の生活環境に依存していること、原発事故による放射能汚染は、五層の生活環境を破壊することによって、個人の生活システムを崩壊させたという事態である。

五層の生活環境とは、自然環境、インフラ環境、経済的環境、社会的環境、文化的環境である。自然環境とは、山、平野、河川、森林、海、植物、動物など、自然を構成するすべての要素から成り立っている。インフラ環境とは、人工的に作られた道路、橋、鉄道、港、電力網、上下水道のようなあらゆる経済的・社会的活動の共通基盤から成り立っている。経済環境とは、経済活動を可能にするようなあらゆる施設や組織（他の企業、協同組合、金融機関、商店街、オフィス街など）から構成されている。社会環境は、社会生活の基礎的条件を提供するようなさまざまな集団や施設、すなわち近隣集団、親族集団、各種の公共施設などから成り立っている。文化環境は、教育や芸術や宗教のような文化的活動を支えるあらゆる施設や組織（学校、寺院、文化施設など）から構成されている。

個人の生活システムはこのような五層からなる生活環境との相互作用を組織化することによって成り立っているが、原発震災は五層の環境を全面的に破壊し、住民の生活システムは完全に解体することになった。被害に対する適正な補償とは、個人レベルでの財物補償だけではなく、コミュニティレベルで五層の生活環境を回復することも含まなければならない。

#### 2 政策形成の優劣を規定している四種の「取り組みの場」のあり方

一つの社会の有する社会制御の能力を分析するために、社会制御にかかわる四種の「取り組みの場」を区別し、それらの特質と相互関係のあり方を検討するというアプローチを提示したい。ここで注目する四種の「取り組みの場」とは、「公論形成の場」「科学的検討の場」「政策案形成の場」「政策決定の場」である。

「公論形成の場」とは、人々が、何らかの社会問題や公益にかかわる事柄について、自由にま

た開かれた形で議論するような場である。それは、ハーバーマスの言う意味での「公共圏」の基本的要素である。いいかえれば、公共圏とはさまざまな「公論形成の場」の集積体である。「科学的検討の場」とは科学的問題が、自由に議論され研究される場である。このタイプの取り組みの場にとって、大切なことは、独立性と自律性である。さまざまな仮説が、科学的検討の場に登場することが大切である。「政策案形成の場」とは、なんらかの公共の事柄について、政策案をつくるような場である。あらゆる政策案は利害調整の側面を有するから、科学的研究に基づいた正確な知識のみならず、価値判断についての基準が必要である。優れた政策を形成するためには、複数の案についての比較が必要である。「政策決定の場」とは、「政策案形成の場」で作られた複数の政策案から一つの場合を選ぶという形で、政策決定を最終的に行う場である。内閣や国会は代表的な「政策決定の場」である。

これら四種の取り組みの場が相互作用しながら、社会的決定がなされるが、社会的決定のあり方を「勢力関係モデル」と「理性的制御モデル」という概念セットによって把握することにした。 「勢力関係モデル」とは、正負の財の与奪によって規定される勢力関係に基づいて、諸主体間の交渉や妥協がなされ、社会的意志決定がなされ、制御過程が進行する場合である。多くの社会において、勢力関係モデルが多数を占めているのが普通である。他方で、「理性的制御モデル」はマックス・ヴェーバーのいう意味での「理念型」である。このモデルは、公共的な問題についての社会的決定が、人々の討論の積み重ねによって道徳性と合理性についての概念解釈についての合意をそのつど創り出し、合意に基づいて社会的意志決定がなされる場合を示す。

### 3 これまでの復興政策の問題点と取り組み態勢の欠陥

発災以後、復興に関するさまざまな計画や制度がつくられてきたが、「被災者一人一人の生活再建」と「長期避難自治体の地域再建」という視点から見ると、多数の問題が未解決である。まず、個人レベルで見ると、個人に対する適切な生活支援と損害賠償の仕組みが不十分であるので、「避難先での生活再建」も「帰還しての生活再建」もともに困難（あるいは不可能）である。また、自治体レベルで見ると、「避難先での自治体運営」も、「帰還しての自治体運営」もともに困難な状態である。さらに、「避難する／避難しない」、「帰還する／帰還しない」をめぐって、住民間で、また行政と住民の間で、意見の分立・対立が生じている。

全体としての復興政策を見ると非常時の緊急対応の積み重ねから復興のための制度・政策が形成されてきている。そのような積み重ねを通して「除染」や「復興公営住宅」を柱にした復興政策が創られてきているが、政策の総合性という点では十分ではない。「洗練不足の制度・政策の枠組み」群のなかで、日常性が復活するとともに、行政組織には、流動性と柔軟性が失われ、官僚制的硬直性が復元してきている。そのような硬直性に対して、諸個人、諸集団は局所的適応を繰り返すという点に努力を傾注している。しかし、そのような「局所的適応モデル」では、「真に重要な問題についての政策議題設定」が必ずしもできるわけではない。

### 4 必要な政策議題設定と、取り組み態勢の改善の必要性

浪江町、双葉町、富岡町、大熊町、飯館村のような長期避難自治体については、「移住（帰還しない）」か「早期帰還」という二者択一の問題設定をするのではなく、「長期待避、将来帰還」という第三の道を構想し、それを支える政策パッケージを考える必要がある。「長期待避、将来帰還」とは、元の居住地域の空間放射線量が住民にとって安心して暮らせるほどの十分低い水準になるまでは、他の地域への避難を続け、そこでの生活再建を図り、線量の低下した将来の時点で一斉に帰還するという方式である。待避の期間、すなわち、将来帰還するまでの時間は、通常のまちづくりが想定するよりもずっと長い期間、例えば、10年、20年、30年、50年、100年に及ぶことになるであろう。

そのような長期に渡って住民の生活を避難先の地域で再建するとともに、コミュニティを維持

し将来の一斉帰還を実現するためには、そのような方針を支える、「適正な科学研究」、「二重の住民登録」、「地域再生基金」、「被災者手帳」といった総合的政策パッケージが必要である。

「適正な科学研究」の課題として、「放射線量の長期予測」「除染方法の改善」「低線量被曝の健康影響」などの問題がある。「二重の住民登録」とは避難者が元の自治体の住民登録を維持したまま、避難先の地域での住民登録も可能なようにすることである。それが必要な理由は、現在の住民登録制度のままでは、住民が個人としての生活再建を図るために避難先で住民登録をすることと、避難元の自治体が自治体として存続しアイデンティティを維持することとが、矛盾することである。「地域再生基金」とは、各自治体が被害を克服し地域再建を実現していくために自主的に使用できる十分な財源を準備するものであり、個人生活の支援、住居や土地の買い上げ、産業振興、起業支援などを支えるものである。その財源は、原発震災に責任のある東京電力や政府から提供されるべきである。「被災者手帳」とは、被災に関する各人の個人情報を記載し、被災者が生活再建のためにさまざまな支援を受ける資格を有することを保証するものである。この手帳は、「健康管理手帳」の機能も含むべきである。

これらの四つの政策を、「長期待避、将来帰還」という第三の道と結合することによって、被災者の生活再建と、被災自治体の再生のための強力な手段が提供されることになる。しかし、現実の日本社会においては、第三の道についても、これらの四つの政策についても政策議題設定がまったく欠如している。このことが、日本社会の制御能力の不足を生み出している。

エネルギー政策の転換と被災地域の再生についての効果的な政策を創り出そうとするならば、四種の取り組みの場のそれぞれのあり方と、それらの結合のされかたを質的に変革する必要がある。

そのための第一に必要な条件は、顕在的あるいは潜在的な社会問題を、適切な政策議題設定へと転換する能力である。四種の取り組みの場の布置連関と相互関係が、政策議題設定を促進するようなものでなければならない。そのためには、「公論形成の場」が豊富に存在し、「政策案形成の場」と「政策決定の場」に効果的に要求が提出され、それが、政策議題設定へと転換されなければならない。

第二に、政策決定に至る回路が二つ存在することが望ましい。新しい政策を導入するためには、政府だけでなく議会が法律案を自前で準備するべきである。そのためには、議会に属する専門調査会が政策形成に必要な知識を提供することが望ましい。今日に至るまで、そのような取り組みの場の布置連関は、日本社会では稀であった。実際には、2011年12月に、日本の国会は、福島原発事故の原因を調査するために専門調査委員会を設置した。この専門調査委員会は重要な役割を果たしたが、国会がこのような専門調査委員会を設置したのは日本の憲政史上初めてのことであった。

第三に、「政策案形成の場」が政策形成過程に際して、適切に機能することが必要である。その構成員は、政策議題設定に即して、問題解決のための複数の政策案を創りだし、それらの比較考量を通して、それらの中から合理的で道理にかなう選択を行い、政策決定の場に有力な政策案を提出するべきである。また、「公論形成の場」は、政策案の改善に貢献することができる。「政策案形成の場」と「公論形成の場」との間での討論は、公正さの実現に不可欠であり、政策案をより合理的で道理にかなったものにするための効果的な手続きである。

第四に、「科学的検討の場」と、政策案形成の場の関係が重要である。科学的検討の場は、政策案形成の場に、もっとも効果的な手段を発見し、それらの手段に随伴する帰結を予測する点で有用な正確な知識を提供するべきであるが、効果的な政策形成に貢献するためには「統合・自律モデル」という特徴を備えた科学的検討の場が必要である。「統合・自律モデル」とは、科学によって回答可能な問題と政治的利害調整の問題を区別し、異なる学説を有する複数の研究者が一堂に会して、政府の利害関心からは独立に、市民に公開された形で科学論争を行うことによって

実現される。

「長期待避、将来帰還」とそれを支える総合的政策パッケージについて、政策議題設定をするためには、以上のような形で、四種の取り組みの場のあり方とそれらの結合の仕方を質的に変革することが望ましい条件になる。そのような取り組み態勢の質的変革ができれば、それは日本社会が「勢力関係モデル」に陥っている状況から抜けでて、「理性的制御モデル」へと接近する一ステップになるであろう。

<参考文献>

船橋晴俊(2012)「社会制御過程における道理性と合理性の探究」船橋晴俊・壽福眞美編、『規範理論の探究と公共圏の可能性』法政大学出版局：13-43

船橋晴俊(2013)「高レベル放射性廃棄物という難問への応答——科学の自律性と公平性の確保」『世界』no. 839 (2013年2月号):33-41

## 1-2 原発災害避難自治体の隘路——「自治体」とは何か、「住民」とは何か

今井 照 (福島大学)

### ■移動する村

震災と原発災害以降、自分の専門と絡めて、自治体とはいったいどのような存在なのかということ、改めて考え続けてきた。市民の大多数にとっては、「住所」としてしか日常的には認識されていないだろう。市町村合併に対して、ほとんどの市民が積極的に関心をもたなかったのは、それが単に住所の変更だったからではないか。

しかし、原発災害直後の被災市町村がどのように行動したかを追いかけてみると、最後の最後のところで市民の生命を守るという最低限で最大の機能を、行動をもって示したということがわかる。私はこのことから、自治体の原点ということを感じざるを得なかった。

ただ、それがどの自治体でもできることなのか、むしろ、自治体としては規模が大きく、資質も高いとみられている都市的な自治体で、そのようなことが果たして可能だろうか。たとえばこの会場のある品川区の区長が、いま、避難指示を出した場合に、どれだけの市民がそれに従うだろうか(現に、過去の名古屋市の水害ではほとんどの市民が避難行動をとらなかったことがある)。また、実際に品川区役所が高齢者や障害者などの避難誘導をどれだけできるのか。このように考えると、私たちのこれまでの目指すべき自治体像が誤っていたのではないかという気さえしてくる。

同僚の荒木田岳さん(行政史)は、「移動する村」ということばを使っている。これは、江戸時代に干ばつや水害等で農地がダメージを受けたときに、村ごと移住するということがあたりまえに行われていたことを指している。これは、村が土地の区画ではなく、人の集団であることを意味している。今回の原発災害市町村の一部地域は、あたかも江戸時代の「移動する村」が出現したかのような状態を強いられている。過酷な状況ではあるが、これらの町村こそが現代において、自治体の原点を保持しているということを示しているのではないか。

### ■「避難」という法制度にはない不安定な形態

だが、江戸時代の「移動する村」と現代との決定的違いは、移動した先もまた別の自治体の「領域」に組み込まれていることである。これは維新政府による明治期の地方自治制度の再編成が、自治体を国家行政機構の一端として機能させるために、どの土地もどこかの自治体の「領域」に組み込んだからだ。

しかし、それでも「市制町村制」と呼ばれるように、市と町村は別物として扱われ、町村に対しては、自治体としての一定の配慮がされている。たとえば、それは市長と町村長との選出方法の違いなどにみられる。当時の「市」は、東京、大阪などの大都市に限られており、国家として

直轄的に統治する必要があると考えられてきたからであろう。町村が市に引きずられるようにして、市と町村が同一の法制度になったのは、戦後の地方自治法制定の時点まで下る。

「移動する村」を強られる自治体と同様に、原発災害で避難する市民もまた「避難」という一時的、特例的で、法制度にはない不安定な位置に置かれ続けている。これが、数日間のことであれば、大きな問題とはならないが、現時点で2年半、さらに10年、20年、あるいはそれ以上と予測されるときに、新しい視点からの政策・制度開発がなければ、被災者や避難者の生活再建はおぼつかない。

### ■二重の住民登録論の提起

そこで必要な政策・制度の開発は、船橋報告でも触れられていたように、「帰還」でも「移住」でもない第三の道ではないか。第三の道にふさわしいことばはまだ発見できていないが、たとえば「超長期避難」「二(多)地域居住」といったことである。

第三の道のひとつの要素として、二重の住民登録ということを経験してきた。その主旨は、避難元でも避難先でも、どちらにおいても、市民としての権利と義務(シティズンシップ)を発揮できるような制度を整備すべきという点にある。当初は、なぜか、避難先において、なるべく息をひそめて暮らさざるを得ない避難生活の現実を打破したいという思いからの発想であったが、現在は、避難元の今後の地域計画やまちづくりに参画する権利保障という観点も強くなっている。

そもそも住所がひとつとされたのは、明治末期の市制町村制大改正においてであり、それまでは、実態に即して、住所が複数であったり、ひとりの市民が複数の町村に属することは、通説として認められてきた(美濃部達吉『行政法(第1冊)』中央大学、1909年)。これは戸籍と寄留地という国家による住民管理のシステムが、経済活動の活性化に伴う人口移動という実態からかい離する現実を肯定してきたものである。

しかし、より強大な集権的国家(帝国主義的国家)建設に向けて、統治を強化するためには、「住所はひとつ」という幻想をもとにしたシステムに変更せざるを得なくなった。これがいかに虚構であるかは、大正期に、居住実態を把握するための国勢調査が始められたことでもわかる。現在においても、地方交付税の算定根拠は、住民基本台帳ではなく国勢調査が用いられている。

こうして、現在の私たちは、戸籍と住民基本台帳という二重のシステムで管理されている。これは世界でもまれなしくみであり、中国のように「国返し」の可能性が残っているところでは維持されているが、既に韓国では戸籍制度が廃止されている。

### ■「避難」という法的不安定性

二重の住民登録という提起に対しては、避難自治体や避難者から好感をもって迎えられているが、国政は断じて許さないという立場を示している。その要旨は、選挙と納税の権利と義務を二重に認めることは、憲法に反するという事らしい。ただし、明文化された報道等では、さすがにそこまで言い切る発言はなく、たとえば地方制度調査会での議論などでは、地元自治体からそのような要望がないという理由とされている。

現行法制度に従えば、一旦は避難先に住民票を移し、帰還するのであればそのときに住民票を戻せばよいということであり、現にそのように発言している復興庁幹部もいる。しかし、冷静に考えればわかるように、もしそのようにした場合に、避難自治体は存在しなくなる。つまり、そもそも住民が戻るべき自治体が存在しなくなるのである。こう考えてくると、これほどまでに長期的な「避難」が法制度上には想定されてないために、避難生活を続ける市民の地位も、避難自治体の「移動する村」としての位置づけも、いずれも不安定になっているということがわかる。地域環境等を除けば、これが生活再建を困難にさせている最大の人為的要因である。

戦後直後の地方自治法では、天変事変等の際には、「住所の要件にかかわらず」選挙管理委員会に届けることで、避難元の議会議員や長の選挙権を行使することができるという規定があった。納税についていえば、今回の震災支援でも活用された「ふるさと納税」制度があり、事実上、複

数の自治体に納税することが可能になっている。現行憲法下でさえも、このような制度や規定があるのに、なぜ国は憲法違反とまでいうのであろうか。

### ■自主避難への適用

報告当日、東京大学の清水会員から、旧都路村からの避難者は、合併後の田村市のもとで避難生活が続けられており、これからは復興計画づくりに直面するという問題提起があった。私のリプライに不備があったので、ここで補足させていただくと、旧都路村の人たちもすべてがすべて田村市の中で避難生活を過ごしているわけではなく、他市町村に避難している人たちもいる。また、本来は放射能リスクを考慮して、さらに遠隔地に避難すべきだったと考えている人もいることだろう。この場合には、双葉郡町村の「移動する村」の住民と同様に、旧都路村の住民でも、二重の住民登録という課題が存在する。

さらに拡張して考えると、現実には、避難指示区域からばかりではなく、周辺の県内外市町村からも、多数の人たちが放射能リスクを考慮して避難をしている。関東圏から九州圏へ避難している人たちも目立つ。たとえば郡山市から東京に避難している人にとっての避難元自治体は郡山市である。このように、二重の住民登録といった場合には、どこまでが社会的に許容されるかは議論のあるところであろう。これらは、子ども支援法や被災者手帳等の議論にも通じる課題である。本人の選択を前提としながら、制度的にはこれらを包括して設計されるべきだろう。

### ■多重のシティズンシップの保障

二重の住民登録が提起していることをもう少し普遍化していうと、シティズンシップの多重性という議論に結びつく。従来、シティズンシップは国民国家によって担保されていた。しかし、グローバル化が進み、マクロレベルでは、EUのような超国家的組織が重要なポジションを占めたり、ミクロ的には席を隣り合って国籍の違うもの同士がビジネスをしたり、学んだりということがあたりまえになってくると、国民国家だけでは担保できない事態が発生してくる。定住外国人の地域社会への参政権問題などがその典型である。

シティズンシップの多重性は、並列型と階層型があるが、自治体における多重のシティズンシップの保障は、階層型のひとつとして考えられる。同時に、原発災害からの超長期的避難者についていえば、並列型のシティズンシップの多重性保障でもある。「避難」という形態は避難元と避難先のいずれの地域にも属するという形態であり、そのどちらにもシティズンシップを保障するという意味をもつからである。

自治体の存立要素に関する通説は「区域」「住民」「法人格（自治権）」とされている。これらは、国家の三要素をそのままもってきたものであるが、果たして妥当だろうか。また、地方自治の根拠に関する通説は、「伝來說・承認説」「固有権説」「制度的保障説」とあるが、近年では「新・固有権説」ともいえる動きが注目されており、人々が認証するからこそ、そこに権力を行使できる資格が与えられるということが言われている（木下昌彦「自由・権力・参加(1)―地方公共団体の法的地位への批判的研究」『新世代法政策学研究』16号、2013年）。

本来、土地の区画ではなく人間の集合体であり、現代風にいえば、地域コミュニティの制度化であった自治体は、とりわけ日本においては、幾度もの広域化によって、その機能を喪失しているかのように見える。それでもなお、原発災害避難自治体は「移動する村」として、自治体の原点を行動で示した。このかすかな光をもとに、もう一度自治体論を組み直す必要があるかもしれない。

## 1-3 第2回地域社会学会研究例会印象記

小林 秀行（東京大学大学院）

2013年度地域社会学会研究例会の第2回目が、明治学院大学において開催された。本年度より入会させていただいている新米会員ではあるが、今回の例会について、印象記執筆という貴重な

機会をいただいたため、諸先生方のご報告と議論を伺ったの印象を、ここで書かせていただくことにする。なお、以下では敬称を氏と略記させていただくことをご了承いただきたい。

第1報告は、法政大学の船橋晴俊氏より、「原発被災地の生活再建のために、政策内容と取り組み体制に、何が必要か」という題目で報告がなされた。原発被災地の現状は、除染と賠償を完了させることが課題となり、生活再建に向けた長期的な復興への議論がなされない点が問題提起された。また、その賠償自体も、既存制度の枠内での私有財産補償のみが議論の対象となり、生活を取り巻いていたそれまでの5層の環境からなる生活システムの解体は、補償の対象として扱われていない実態が報告された。船橋報告では、この問題の原因をとくに「公論形成の場」「科学的検討の場」「政策案形成の場」「政策決定の場」の4つの場によって構成される取り組み態勢の不備に見出した。その改善の為には、現在のような行政協調集団のみが政策形成過程に関与し、批判的集団が排除される「勢力関係モデル」を変革することが必要であると指摘した。そして、異なる学説をもった科学者が一堂に会する、自律性を備えた「科学的検討の場」を社会のさまざまな場面に確保し、「理性的制御モデル」「総合政策形成・制度再編モデル」に基づいた、取り組み態勢の再編を行うことが必要であるとの結論であった。

報告に対して、東北学院大学の齊藤康則氏からは、「現地の組織では、中心的な議題が低線量被曝から産業再生へと移り変わっている。これをどう捉えれば良いか」という質問がなされた。船橋氏のいうところでは、「議題が変わることは相対的切迫性の問題であり、住民にとって、まずはこの問題をどうにかしなければならぬ、それが落ち着けば次はこれ、と相対的に切迫性が高い問題に移っていくということであろう。問題は議題の変化よりも、そのような公論形成の場での議論が、政策形成の場につながる経路が弱いという点にある」と、取り組み態勢の欠陥を是正する必要があることが改めて強調された。

第2報告は、福島大学の今井照氏より、「原発災害避難自治体の隘路『自治体』とは何か、『住民』とは何か」という題目で報告がなされた。自治体の3要素である、区域、住民、法人格のうち、原発災害によって区域の無い自治体が現実として存在しているなかで、そのような自治体をどう維持すればよいのか、そもそもなぜ維持すべきであるのか、という点について、報告が行われた。今井報告では、原発災害避難自治体を自治体の原像である「移動する村」として捉え、客観的居住の事実がない場合であっても、元々の自治体の住民として、復興へ主体的に参加が出来るという権利が保障されなければならないと主張した。さらに、その解決をとくに「市民権の多重性」の保障に求め、二重の住民登録によって、被災者が今後どのような生活再建を選択するにせよ、市民の権利と義務として、従来の自治体にに関わり続けていく事が出来る仕組みを用意すべきであるとの結論であった。

今井氏の報告に対しては、山下祐介氏から、「自治体を残すことの意義を、どういった点に捉えるか」という質問がなされた。今井氏はその回答として、「自治体はその原点を遠く離れ、行政の一部を担うものとして、合併を繰り返しながら国家に取り込まれていっているのが歴史的な経緯である。しかし、今回の原発災害において、住民を守ったのは国家ではなく、独自に判断をし、避難を成功させた自治体であった。市町村の最低限の役割は、住民を守ることにあるという確信を今回の震災で抱いた」と、住民と密接する自治体であるからこそその機能の存在を指摘した。

両氏の報告に共通の点は、復興に向けた選択肢として、曖昧さを制度化すべきというところにある。具体的には、原発避難中の被災者に現時点での帰還か、転出かの判断を求めない、曖昧さを許容した第3の選択肢、「長期退避・将来帰還」「二重の住民登録」を用意することが、被災者の復興にとって、また自治体の維持にとって有効であるという指摘である。そして、そうした第3の選択肢を検討するための「場」が、現在のように政府や中央省庁といった制御中枢圏にとりこまれた形ではなく、社会の各所に整備されなければならないことを、制度化実現への要件として示している。

この、曖昧さというものを制度化しようとする意義は、復興という長期的な課題の中で非常に

大きいように思う。原発被災地域に限らず、災害によって大きな被害を受けた地域では、早期の住宅再建や雇用の回復が求められるが、災害公営住宅の整備事業1つとっても、数年単位の事業となる。これまでの災害事例でもみられてきたように、被災者の中には、事業の完了を待てずに住居や仕事を求め地域から流出する人々も存在する。そして、被災地は彼らの流出を食い止められず、復興において地域の縮小を迫られてきた。しかし、その中には、地域への居住を望みながらも離れざるを得なかった住民も存在する。曖昧さの制度化は、こうした不本意な決断をせざるを得なかった被災者に対しても、地域への継続的な参加と将来帰還の可能性をもたらす選択肢として、有効に機能すると考えられる。すなわち、復興に対して被災者に決断を迫らない、曖昧さの許容という発想は、今井氏の言うところの「市民の権利と義務としての参加」という形で、原発被災地域に限らず、大規模災害の被災地域全体に適用可能な発想であるように思われ、筆者もその考えに強く賛同するところである。

しかしながら、その制度化をいかに実現するかという点についての議論は、やや拙速であったというのが実感でもある。制度化のためには、「現実的には、専門家が押し掛けブレーンになるしかない、下からの積み上げ議論だけでは政策提言にはならない」という舩橋氏の発言は、慎重な取り扱いをする必要がある。なぜなら、舩橋氏が指摘するような行政協調集団、科学によって原理的に答えられる問題の限界を越えた発言を行う科学者集団が、政策形成過程に深く関与しているとすれば、専門家が押し掛けブレーンとなることは、そのような集団が地方自治体まで強く影響力をもつ危険性を内在することとなるためである。舩橋氏の議論からは、科学者がややモデル上の理想的な存在として扱われているようにも思えた。

とはいえ、原発避難自治体の復興を構想していく上で、舩橋氏や今井氏が報告した現状を打破するために、科学者が行動をせねばならないことは明らかである。その中で、科学者、とくに地域社会の長期的発展を捉えようとする地域社会学者は、科学の限界に自覚的であることは当然として、「下からの積み上げ議論だけでは政策提言にはならない」という舩橋氏の問題提起に如何に解答すればよいのかということ、若輩の身ながら強く感じた次第である。

## 1-4 第2回地域社会学会研究例会印象記

丹辺 宣彦（名古屋大学）

去る10月5日、第2回研究例会が開催された。今回は日本学術会議社会学委員会「東日本大震災の被害構造と日本社会の再建の道を探る分科会」による提言のねらいと、それとも関連する「二重住民票」という制度面の問題を提起する報告であり、被災地、被災者の現状調査に力点を置く報告とは異なり、現状を踏まえた制度設計、政策提言としての性格が強い報告であり、その意味で注目すべきものであった。

前半の舩橋報告は、四つの問題に即して議論が進められた。第一は、「自然環境」「インフラ環境」「経済的環境」「社会的環境」「文化的環境」という五層の生活環境すべてを長期間損なった放射能汚染の特有性と、にもかかわらず保障が私有財産への経済的保障という限定された枠組で語られることのギャップである。第二は、「公論形成」「科学的検討」「政策案形成」「政策決定」という四種の取り組みがそれぞれの場でどれだけ徹底してなされ、相互の関連性を有しているかという「組織社会的視点」である。このことが達成される度合いに応じて、現状の「勢力関係モデル」は「理性的制御モデル」に近づくことになる。第三は、これまでの復興政策の取り組みが、緊急対応の積み重ねであり、真に重要な問題についての「政策議題(アジェンダ)設定」ができていないため、個人や集団、自治体は局所適応を強いられた中で日常性が復活してきているという問題である。最後が具体的なアジェンダ提示で、①第三の道としての「長期待避・将来帰還」という選択肢提示、それとセットになった「二重の住民登録」「被災者手帳」といった制度の導入、③空間線量予測、除去技術改良、低線量被曝の長期影響についての「科学的知見」を

提供し、討論と決定の質を改善すること、④東電の賠償責任と行政の支援政策を結合する方式としての「生活再建支援基金」「土地保全・産業復興基金」の創設、である。

このような諸方策を実行に移すことで、理性的制御モデルに近づき、多層にわたる環境汚染、生活システムの復元がより実効的なものになるというのが報告の眼目であった。

第二の今井報告は、このうちの長期待避・将来帰還を支える制度としての「二重の住民登録」の問題を、広くシティズンシップ、自治体の存在意義、それを支える法制度の根拠や歴史にさかのぼりながら検討していた。避難先・非難元双方から疎外されている被災住民の状況から問題が提起され、「住所」を複数もつことの可能性、「公民」概念からシティズンシップに力点を置いた「住民」概念への転換、通説的な「自治体」概念から「区域」という要件を外す可能性が検討され、多重のシティズンシップと選択権、参加型民主主義を認める立場から「二重の住民登録」が有効な方策として提示されていた。

両報告ともに、被災住民の現状をふまえ、実践的な関心に裏付けられた意義深い政策提言であり、とくに第一報告は幅広い社会学的視点と、報告者の環境制御システム論を反映したものであったため理解しやすく、多くの例会参加者が賛同できるものであったように思う。

他面で、優れた政策・制度はそれ自体が公共財であり、また特定の価値判断を前提としているので、集合財供給のジレンマをどう克服できるかという実現可能性や実効性、他の選択肢と比べたそれ自体の優劣の吟味、という問題がどうしても問われるだろう。筆者は災害復興研究については門外漢であるので、第一報告の概念を借りながら、一般的に考えられる問題をいくつか検討してみたい。まずすぐに考えられるのは、討論の積み重ねや合意、参加を重視する「理性的制御モデル」が現状を指すと思われる「勢力関係モデル」より技術的・経済的に効率的に機能しうるか、という点である。参加の促進、拡大は対立する立場どうしの決着のつかない葛藤という新たな「複雑性」を作り出す可能性があり、宙吊りの状態のなかで結局は当事者をそれぞれの「局所的適応」に押し戻してしまう可能性がある。そもそも今日の復興の遅れも、「官僚制的硬直性」だけによるのではなく、高台移転への対応にみられるように、被災当事者の異なる意思や立場を尊重することで生じている面があるのではないだろうか。

この問題を反転させると、第二に、「理性的制御」は、それ自身が生み出し、合意を可能にする新しい「価値」の創出や妥協によってこそ可能になると言えよう。「取り組みの場」がたんに関係者が自己利害を追求する場になるのであれば、決着はつかず対立が続くだけだろう。参加と討論のプロセスから広く支持される新しい選択肢や、消極的に言えば妥協点がすみやかに生み出される場合にだけ、合意のコストは最小化され、政策の実効性も結果的に担保される。この意味で、「理性的制御」は参加の拡大や形式的手続き導入によって無前提に保証されるものではなく、それ自身のパフォーマンスによって正当性を調達し根付いていく他ないものなのだろう。

第三は、「理性的制御」を可能にする社会的条件にかかわる問題である。被災者や一般市民の多くは現状では一第一報告でもそう前提されていたように一現状の「勢力関係」のもとで復興のアジェンダ設定に実質的に参画しておらず、決まった政策を実行する権能や資源、動機も持っていない。現状の「勢力関係」を前提に「理性的制御」に近づけるには、政策決定の視点だけでなく、参加の権利、大きな資源や権能をもたない被災者や市民社会が、手持ちの資源やネットワークを用い、集合的アイデンティティを形成してそれをどう勝ち取っていくのか、という視点が必要になるだろう。これは現状の「勢力関係」をふまえてそれを組み替える社会運動論的な視点であり、「理性的制御」を可能にするための運動ないし変革にかかわる問題である。これは単一の主体ないしロジックによるシステムの制御という視点を脱するためにも必要な視点と思われる。

以上の三点は、ある意味では当然のことであり、おそらくは当日の報告も織り込み済みの論点だったと思われる。社会学の実践的役割や立ち位置については前回例会の印象記でも問題とされていたが、とくに考えさせられるところが大きい企画であったと思う。

## 2. 理事会からの報告

2013年度地域社会学会第2回理事会は、2013年10月5日（土）12時35分から13時45分まで明治学院大学白金キャンパスで開催されました。ここでは報告事項として6件、協議事項として5件が議論されました。報告事項の詳細は各委員会報告等をご覧ください。

出席者：鯨坂学、有末賢、浦野正樹、黒田由彦、齋藤康則、清水洋行、清水亮、杉本久未子、田中重好、中西典子、西村雄郎、西山志保、室井研二、山下祐介、横田尚俊、渡戸一郎、藤井和佐

### 報告事項

1. 研究委員会報告  
    震災特別委員会報告
2. 編集委員会報告
3. 国際交流委員会・ISA-RC21 担当報告
4. 学会賞選考委員会報告
5. 地域社会学会「世界へのメッセージ」作成特別委員会報告
6. 事務局報告

### 協議事項

1. 入会の承認（4名）。  
    \*入会承認後会員数 412名（一般会員 350名、院生会員 56名、終身会員 6名）。
2. 国際交流委員長・ISA-RC21 担当と副委員長との交代について  
    国際交流委員会委員長・ISA-RC21 担当を西山志保理事から浦野正樹理事に、国際交流委員会副委員長を浦野正樹理事から西山志保理事に交代した。
3. ISA-RC21 に向けてのツアーの企画について  
    国際交流委員を中心にワーキング・グループを設置し、ISA-RC21 に向けてツアーを企画していくこととなった。その際、ツアーの企画内容に関しては国際交流委員会の決定を尊重することとした。
4. 国立国会図書館のオンライン資料収集制度への協力について  
    国立国会図書館からオンライン資料収集制度への協力依頼があり、現在、学会 WEB サイト内で公開中の「会報 WEB 版」を対象に協力していくこととなった。
5. 『地域社会学会年報』バックナンバーの販売について  
    事務局で管理している『地域社会学会年報』のうち事務局在庫数の多いバックナンバーについて、発行元のハーベスト社から了解を得ていることから、条件をつけて会員に販売することが決定された。（「7. 事務局からの連絡」参照。）

（藤井和佐）

## 3. 研究委員会からの報告

2013年度第2回研究委員会においては、今期の研究委員会が追い求めてきた次の2つの視点を再確認しました。

（1）戦後日本における国土開発・地域開発の矛盾がこのたびの東日本大震災・原発事故によって集中的に露呈したのではないかという視点

（2）現に進んでいる復興、そのなかでの防災対策・減災対策はその矛盾を再生産するものになってはいないかという視点

さらに、従来の地域社会学者の研究が、既に終わった社会事象について後追的に説明する傾

向があったことへの反省に鑑み、地域社会学会として被災地に何ができるかという問題意識を持つことが必要だという点についても再確認しました。

この上で、2014年5月の大会に向けて、震災研究が地域社会学にどのような理論的知見を残すかを意識しながら、12月例会と2月例会を企画することになりました。

12月の研究例会では、第一報告として土木学者の谷下雅義先生にご登壇いただき、現地で地域の再生にご尽力されている三浦友幸氏と共同でご報告いただきます。谷下先生のお仕事につきましては、以下の文章を参考にして下さい。

防潮堤と三陸海岸地域の再生 <http://webplanners.net/2013/02/16/465/>

復興まちづくりと防潮堤 [www.jsurvey.jp/jfs/bunka/bunka8-3.pdf](http://www.jsurvey.jp/jfs/bunka/bunka8-3.pdf)

また防波堤に関する予備知識としては、次のサイトを参考にして下さい。

気仙沼市・防潮堤を勉強する会 <http://seawall.info/>

第二報告では、地域社会学会会員である麦倉先生にご登壇いただきます。やはり三陸海岸の大槌町での継続的な参与型調査に基づくご報告です。

みなさまのご参加をお待ちしています。

出席者：浦野正樹会員（国際交流委員会兼務）、齋藤康則会員、清水洋行会員、西山志保会員（国際交流委員会兼務）、丸山真央会員、室井研二会員、山下祐介会員、渡戸一郎会員、黒田由彦（黒田由彦）

#### 4. 編集委員会からの報告

編集委員会からは2点、報告があります。

まず、第1点目は、第2回編集委員会が10月5日に開催され、年報26集向けの自由投稿論文の受理と査読者の選定を中心に議論を行いました。この結果にもとづいてすでに査読をお願いいたしましたがお引き受けいただいた会員の皆様にはこの場を借りて御礼申し上げます。当日出席した委員は、有末賢、市川正彦、熊本博之、清水亮、中西典子、二階堂裕子、丹辺宣彦、山崎仁朗、横田尚俊の9名でした。

第2点目は、編集委員会から会員の皆様へのお願いです。年報の自由投稿論文については、原稿提出以前に定例の理事会において学会の会員資格が承認され、かつ年会費が納入されていることが原則として必要です（共同執筆論文の投稿については一部例外的な取り扱いがあります）。例年のスケジュールですと、9月末日に投稿を締め切りますので、7月頃に開催される第1回研究例会時の理事会において入会承認が済んでいないと、投稿資格が認められません。会員の皆様の周辺で新規入会及び自由投稿論文への投稿を検討されている方がいらっしゃいましたら、お知らせいただきますよう、お願い申し上げます。

（清水 亮）

#### 5. 国際交流委員会からの報告

10月5日に行われました国際交流委員会で下記のことが話し合わせ、理事会で承認されたので、ご報告申し上げます。

##### 1) 国際交流委員会委員長交代について

現在国際交流委員会委員長及びISA-RC21担当であります西山志保の一身上の都合により両役を継続することが難しくなったため、現在副委員長であります浦野正樹会員に委員長及びISA-RC21担当を交代することが理事会で承認されました。

## 2) ISA-RC21 担当係について

来年度 7 月開催の ISA-RC21 について中心的役割を担う担当係として斉藤麻人委員を選びました。都市社会学会からも同様の依頼が来ているとのことで、2つの学会のとりまとめと RC21 との交渉を主に行ってもらいます。またサブリーダーとして浦野委員長、中澤委員、黒田研究委員長に入ってください、これから具体的に活動内容を検討していく予定です。

## 3) ISA-RC21 に向けての企画

RC21 事務局からも日本でのツアーを開催してほしいなどの要望があったことから、ツアーの前後で、勉強会、意見交換会・懇親会の企画をすることになりました。またこれらの企画に関する事項は、国際交流委員会の決定を尊重することが理事会で承認されました。

(西山志保)

## 6. 地域社会学会「世界へのメッセージ」作成特別委員会からの報告

Message to the World Sociologists from Japan Association of Regional and Community Studies については、社会学系コンソーシアム「世界へのメッセージ」編集委員会からの依頼により、地域社会学会の特徴を明確化するためタイトルを Searching for the theories and realities of urban and rural societies in Japan: a message to the world sociologist from Japan Association of Regional and Community Studies と変更して提出致しました。

なお 2013 年 10 月末現在、ネイティブによる英文校正は戻っておりませんが、間もなく確認できるものと存じます。

(橋本和孝)

## 7. 事務局からの連絡

### <2013 年度の会費納入のお願い>

2013 年度の会費を同封の郵便振替用紙に会員ご本人の氏名・ご所属を明記のうえ、納入くださいますようお願い申し上げます。一般会員は、6,500 円(年報代含む)、院生会員は、5,000 円(年報代含む)です。振り込まれた方には、年報 25 集をお送りします。

また過年度会費未納の方は、未納年度の会費もお振り込みくださいますようお願いいたします。お振込いただいた方には、当該年度の年報をお送りします。

会則第 6 条 2 に「継続して 3 年以上会費を滞納した会員は、原則として会員資格を失うものとする」とありますので、ご注意ください。

なお、納入しているにもかかわらず請求書が届きましたら、事務局までご一報ください。

### <『地域社会学会年報』バックナンバーを会員価格で販売します>

事務局で管理している『地域社会学会年報』(ハーベスト社発行)のうち、下記のバックナンバーを地域社会学会会員に限り申込先着順で販売します(各号 1 冊まで)。

[販売対象]

第 17 集『<ローカル>の再審』(2005 年発行、定価 3200 円) 6 冊

第 18 集『不平等、格差、階層と地域社会』(2006 年発行、定価 2800 円) 3 冊

第 19 集『階層格差の地域展開』(2007 年発行、定価 2800 円) 18 冊

ご希望のかたは、まずは事務局までメールまたはファックスにて、氏名・希望号数とともにご連絡ください。

販売価格は、定価の半額(送料無料)です。入金確認次第、事務局より送付します。なお校費購入は受け付けません。

## 8. 会員異動 (略)

## 9. 会員の研究成果情報(2013年度・第3次分)

2012年以降の研究成果に関する情報を募集します。同封の用紙(地域社会学会 WEB サイトから MS ワード版がダウンロードできます)の情報を、事務局宛のメール(あるいはファックス)でお送りください。ご協力よろしく申し上げます。

万一、情報を提供したのに掲載されていないなどの手違いがございましたら、事務局まで御一報くださいますようお願いいたします。

[本号掲載分は2012年以降に刊行、2013年10月31日までに情報提供があり、過去の会報の研究成果情報に掲載されていないものに限る。口頭発表は除く。]

### 2012年論文

高橋明善「中国における農村自治と中間組織」『日中社会学研究』第20号、2012年12月

中田実「コミュニティ政策と地域社会再考」地域づくりと住民自治研究会『「地域づくりと住民自治」研究』第4号、2012年5月

似田貝香門「医療職がボランティアをすることということ」『看護管理』22(1)、医学書院、2012年1月

NITAGAI, KAMON “Disaster-time Economy and an Economy of Morals: A Different Economic Order from the Market Economy under Globalization,” *International Journal of Japanese Sociology*, 21, 2012年3月

似田貝香門「〈災害時経済〉とモラル・エコノミー試論」『福祉社会学研究』(特集 東日本大震災と福祉社会の課題—〈交響〉と〈公共〉の臨界)9、東信堂、2012年5月

似田貝香門「ボランティアと市民社会—阪神・淡路大震災と東日本大震災からの問題提起」(東北学院大学; シンポジウム「東日本大震災と学生ボランティアの役割—大学間連携による取り組みとその課題, 基調講演」『震災学』1、東北学院大学、2012年7月

### 2012年書籍分担執筆

高橋明善「同伴者としての尾関さん - そして短い対話 - 人間自然科学構想と共同共生の哲学」『尾関周二教授退官記念論集 時代の思想の転換とともに』東京農工大学大学院農学府環境共生哲学研究室刊、2012年3月

中田実「都市内分権と区自治、区役所のあり方」東海自治体問題研究所編『大都市自治の新展開—名古屋からの発信—』自治体研究社、2012年5月

似田貝香門「〈実践知〉としての公共性」盛山和夫・上野千鶴子・武川正吾編『公共社会学1 リスク・市民社会・公共性』東京大学出版会、2012年7月

### 2013年著作

高橋明善編『高橋一郎と奥出雲の人・歴史・文化』平安堂(八王子印刷所)、2013年7月

### 2013年論文

高島拓哉「『新しい公共(空間)』で公共サービスを劣化させないために」『大分大学経済論集』65巻2号、2013年7月

中田実「『新しい公共』によるまちづくりと地縁社会」名古屋都市センター『アーバン・アドバンス』60号、2013年2月

中田実「住民組織の自治と公共性—名古屋市の区政協力委員と地域委員会—」地域づくりと住民自治研究会『「地域づくりと住民自治」研究』第5号、2013年5月

似田貝香門「『つぶやき』分析のまとめと今後の課題」震災がつなぐ全国ネットワーク・日本財団 ROAD『寄り添いからつながりを』Vol.2、2013年6月

白松強「中国における剪紙の地域的特色—北部の安塞剪紙と南部の潮州剪紙を中心に」九州大学文学部比較宗教学研究室『共生社会論叢IX』NO.9、2013年2月

白松強「中国河北農村における民間信仰が無形文化遺産化される過程に関する一考察—国レベル無形文化遺産の武安灘俗を事例として」神奈川大学非文字資料研究センター『非文字資料研究年報』NO.9、2013年7月

山崎仁朗「エアフルト市における地区協議会の実態—地域自治の比較社会学の試み」『東海社会学会年報』第5号、2013年8月

### 2013年書籍分担執筆

高橋明善「日本における横社会の公と浄土仏教」東京農工大学亀山純生教授退職記念集編集委員会編『いのちにぎわう場に遭えて—亀山純生教授定年退職記念集—』東京農工大学大学院農学府環境倫理学研究室刊、2013年2月

高橋明善「村落研究から地域・コミュニティ・生活研究へ」山手茂・米林富男・須田木綿子編『園田保健社会学の形成と展開』東信堂、2013年8月

中田實「東海圏の社会基盤の特徴と課題」東海自治体問題研究所編『大都市圏の構造変化—東海からの発信—』自治体研究社、2013年5月

似田貝香門「被災地支援の社会学～東日本大震災の支援のネットワーク～」山本泰・佐藤健二・佐藤俊樹編著『社会学ワンダーランド』新世社、2013年5月

### 2013年その他

山崎仁朗「翻訳 クラウス・ムリュネック『ナチ時代におけるハノーファー市の市民団体の強制的同一化』(『ハノーファー歴史雑誌』34巻、1980年、所収)」『岐阜大学地域科学部研究報告』33、2013年9月

## 10. 理事会・委員会のお知らせ

### 第3回研究委員会

日時 12月14日(土) 10時30分～12時30分

場所 同志社大学今出川キャンパス扶桑館1階 F102

### 第3回編集委員会

日時 12月14日(土) 11時～12時30分

場所 同志社大学今出川キャンパス扶桑館1階 F105

### 第3回国際交流委員会

日時 12月14日(土) 11時30分～12時30分

場所 同志社大学今出川キャンパス扶桑館1階 F101

### 第3回地域社会学会賞選考委員会

日時 12月14日(土) 11時～17時

場所 同志社大学今出川キャンパス扶桑館1階 F106

### 第3回理事会

日時 12月14日(土) 12時30分～14時

場所 同志社大学今出川キャンパス扶桑館1階 F107

### 第3回研究例会 会場案内

同志社大学 今出川キャンパス「扶桑館」1階 F104

〒602-8580 京都市上京区今出川通烏丸東入

#### <交通アクセス>

京都市営地下鉄 烏丸線（京都から国際会館行き 9分）〔今出川〕駅①・③番出口からすぐです。



- 地下鉄「今出川」駅から徒歩1分
- 京阪「出町柳」駅から徒歩15分

★詳細は同志社大学HPをご参照ください。

交通アクセス

<http://www.doshisha.ac.jp/information/campus/access/imadegawa.html>

キャンパスマップ

<http://www.doshisha.ac.jp/information/campus/imadegawa/imadegawa.html>